

処分基準（公表用）

様式第4号  
所管課 水産課

法令名	漁業法			法令番号	昭和24年法律第267号		
手続名	増殖命令違反による漁業権の取消し			根拠条項	第169条第2項		
処分基準	<p>法第169条第1項の規定による命令を受けた者がその命令に従わないときは、知事は、当該漁業権を取り消さなければならない。</p>						
	対応区分	1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与 公開による意見の聴取	処理 機関	水産課	交付 機関	水産課	目次